

## 1、固定資産

法人税法第2条22号

固定資産 土地（土地の上に存する権利を含む。）、減価償却資産、電話加入権その他の資産で政令で定めるものをいう。

## 2、減価償却資産

法人税法第2条23号

建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

<b>有形固定資産</b>
① 建物及びその附属設備
② 構築物
③ 機械及び装置
④ 船舶
⑤ 航空機
⑥ 車両及び運搬具
⑦ 工具、器具及び備品
<b>無形固定資産</b>
① 鉱業権
② 漁業権
③ ダム使用权
④ 水利権
⑤ 特許権
⑥ 実用新案権
⑦ 意匠権
⑧ ソフト
⑨ 育成者権
⑩ 営業権
⑪ 専用側線利用権
⑫ 鉄道軌道連絡通行施設利用権
⑬ 電気ガス供給施設利用権
⑭ 熱供給施設利用権
⑮ 水道施設利用権
⑯ 工業用水道施設利用権
⑰ 電気通信施設利用権
<b>生物</b>
① 牛、馬、綿羊等
② かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹等
③ 茶樹、オリーブ樹、桑樹等

<p><b>減価償却資産</b></p> <p><b>(書画骨とう等) 7-1-1</b></p> <p>書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下7-1-1において同じ。)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等</p> <p>(注) 書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円(絵画にあっては、号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。</p>
<p><b>(貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産) 7-1-2</b></p> <p>ガラス繊維製造用の白金製溶解炉、光学ガラス製造用の白金製るつば、か性カリ製造用の銀製なべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大部分を占め、かつ、一定期間使用後は素材に還元のためうえ鑄直して再使用することを常態としているものは、減価償却資産には該当しない。この場合において、これらの資産の鑄直しに要する費用(地金の補給のために要する費用を含む。)の額は、その鑄直しをした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>(注) 白金ノズルは減価償却資産に該当するのであるが、これに類する工具で貴金属を主体とするものについても、白金ノズルに準じて減価償却をすることができるものとする。</p>
<p><b>(稼働休止資産) 7-1-3</b></p> <p>稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却資産に該当するものとする。</p> <p>(注) 他の場所において使用するために移設中の固定資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる限り、減価償却を継続することができる。</p>
<p><b>(建設中の資産) 7-1-4</b></p> <p>建設中の建物、機械及び装置等の資産は減価償却資産に該当しないのであるが、建設仮勘定として表示されている場合であっても、その完成した部分が事業の用に供されているときは、その部分は減価償却資産に該当するものとする。</p>
<p><b>(常備する専用部品の償却) 7-1-4の2</b></p> <p>例えば航空機の予備エンジン、電気自動車の予備バッテリー等のように減価償却資産を事業の用に供するために必要不可欠なものとして常備され、繰り返して使用される専用の部品(通常他に転用できないものに限る。)は、当該減価償却資産と一体のものとして減価償却をすることができる。</p>
<p><b>(工業所有権の実施権等) 7-1-4の3</b></p> <p>法人が他の者の有する工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。)について実施権又は使用権を取得した場合におけるその取得のために要した金額については、当該工業所有権に準じて取り扱う。この場合において、その実施権又は使用権のその取得後における存続期間が当該工業所有権の耐用年数に満たないときは、当該存続期間の年数(1年未満の端数は切り捨てる。)をその耐用年数とすることができる。</p>
<p><b>(織機の登録権利等) 7-1-5</b></p> <p>繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用は、営業権に該当するものとする。</p> <p>(注) 例えば当該権利に係る事業を廃止する者に対して残存業者が負担する補償金のように当該権利の維持又は保全のために支出する費用についても、営業権として減価償却をすることができる。</p>
<p><b>(無形減価償却資産の事業の用に供した時期) 7-1-6</b></p> <p>令第13条第8号《無形減価償却資産の範囲》に掲げる無形減価償却資産のうち、漁業権及び工業</p>

<p>所有権については、その存続期間の経過により償却すべきものであるから、その取得の日から事業の用に供したもとして取り扱う。</p>
<p><b>(温泉利用権) 7-1-7</b></p> <p>法人が温泉を湧出する土地を取得した場合におけるその取得に要した金額から当該土地に隣接する温泉を湧出しない土地の価額に比準して計算した土地の価額を控除した金額又は温泉を利用する権利を取得するために要した金額については、水利権に準じて取り扱う。ただし、温泉を利用する権利だけを取得した場合において、その利用につき契約期間の定めがあるもの（契約期間を延長しない旨の明らかな定めのあるものに限る。）については、その契約期間を耐用年数として償却することができる。</p>
<p><b>(公共下水道施設の使用のための負担金) 7-1-8</b></p> <p>法人が、下水道法第2条第3号《公共下水道の定義》に規定する公共下水道を使用する排水設備を新設し、又は拡張する場合において、公共下水道管理者に対してその新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担するときは、その負担金の額については、水道施設利用権に準じて取り扱う。</p>
<p><b>(研究開発のためのソフトウェア) 7-1-8の2</b></p> <p>法人が、特定の研究開発にのみ使用するため取得又は製作をしたソフトウェア（研究開発のためのいわば材料となるものであることが明らかなものを除く。）であっても、当該ソフトウェアは減価償却資産に該当することに留意する。</p> <p>（注） 当該ソフトウェアが耐用年数省令第2条第4号に規定する開発研究の用に供されている場合には、耐用年数省令別表第八に掲げる耐用年数が適用されることに留意する。</p>
<p><b>(電気通信施設利用権の範囲) 7-1-9</b></p> <p>令第13条第8号ソ《電気通信施設利用権》に規定する電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで《用語》に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権（加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。）及びこれに準ずる権利を除くすべての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p>
<p><b>(社歌、コマーシャルソング等) 7-1-10</b></p> <p>社歌、コマーシャルソング等の制作のために要した費用の額は、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p>
<p><b>少額の減価償却資産等</b></p>
<p><b>(少額の減価償却資産又は一括償却資産の取得価額の判定) 7-1-11</b></p> <p>令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は令第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定を適用する場合において、取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</p>
<p><b>(使用可能期間が1年未満の減価償却資産の範囲) 7-1-12</b></p> <p>令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》の使用可能期間が1年未満である減価償却資産とは、法人の属する業種（例えば、紡績業、鉄鋼業、建設業等の業種）において種類等を同じくする減価償却資産の使用状況、補充状況等を勘案して一般的に消耗性のものとして認識されている減価償却資産で、その法人の平均的な使用状況、補充状況等からみてその使用可能期間が1年未満であるものをいう。この場合において、種類等を同じくする減価償却資産のうちに材質、型式、性能等が著しく異なるため、その使用状況、補充状況等も著しく異なるものがあるときは、当該材質、型式、性能等の異なるものごとに判定することができる。</p> <p>（注） 平均的な使用状況、補充状況等は、おおむね過去3年間の平均値を基準として判定する。</p>
<p><b>(一括償却資産につき減失等があった場合の取扱い) 7-1-13</b></p> <p>法人が令第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》に規定する一括償却資産につき同項の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の各事業年度においてその全部又は一部に</p>

つき滅失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度においてその一括償却資産につき損金の額に算入される金額は、同項の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額となることに留意する。

(注) 一括償却資産の全部又は一部を譲渡した場合についても、同様とする。